

プラスチック 3 R 推進事業

1 事業の概要

外国政府による廃プラスチックの輸入規制や、海洋プラスチックごみによる環境汚染問題等により廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている。

廃プラスチックの削減のためには、県民及び事業者の主体的な取組が必要であること、排出事業者へのプラスチック 3 R の情報提供が必要であることから、本事業を実施する。

2 令和 3 年度実績

① プラスチック 3 R 宣言事業所

県内の事業所に、従業員のマイボトル持参等や事業に伴う廃プラスチックの削減（例：プラスチック製品の不使用や、リユース、異なる素材の製品に切替え）など、プラスチック製品の 3 R を宣言し取り組んでもらう。

宣言を行った事業所には登録証を交付するとともに、取組を行っていることを従業員・来客にアピールできる資材（例：のぼり旗、ステッカーなど）を配布するとともに、宣言した事業所及び取組内容を HP で公開している。

② プラスチック 3 R に関する広報

プラごみ削減の優秀な取組等を取りまとめたパンフレット等の啓発資材を作成し、県内の環境イベント等で配布するとともに、各種媒体を利用して広報を行った。



③ プラスチック 3 R 推進セミナー

(ア) 排出事業者向けセミナーの開催

環境への影響など廃プラスチック問題の講演や、排出事業者ができる廃プラスチックのリサイクルに向けた取組について実例を交えた講演を行った。

(令和 4 年 2 月 1 日～28 日 オンライン配信)

(イ) 県民向けセミナーの開催

環境への影響など廃プラスチック問題の講演や、廃プラスチックのリサイクル促進の必要性、日常生活でできる取組について実例を交えた講演を行った。

(令和 4 年 3 月 17 日開催 オンライン配信)

3 担当部署

環境文化部循環型社会推進課資源循環推進班